

議案第16号

鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則の一部改正について

鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

平成30年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則（平成22年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の種類及び職)</p> <p><u>第2条</u> 略</p> <p>2 史跡公園の職員の職は、所長、係長、文化財主事及び主事とする。</p> <p>(職員の事務分担)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>(利用の申込み等)</p> <p><u>第4条</u> 条例第10条第1項の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書を所長に提出しなければならない。</p> <p>(行為の許可の申請)</p> <p><u>第5条</u> 条例第14条第1項第3号又は第6号の許可を受けようとする者は、様式第2号又は様式第3号に</p>	<p>(所掌事務)</p> <p><u>第2条</u> 史跡公園においては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 史跡公園の維持管理、調査研究及び整備に関すること。</p> <p>(2) 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関すること。</p> <p>(3) 史跡公園関係職員その他関係者の研修に関すること。</p> <p>(4) 妻木晩田遺跡の管理団体（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条の規定による指定を受けた団体をいう。）として行う管理及び復旧に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか史跡公園の保存及び活用を図るために必要な事項に関すること。</p> <p>(職制)</p> <p><u>第3条</u> 史跡公園に所長を置く。</p> <p>2 所長の職務を補佐し、及び所長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、史跡公園に次長を置くことができる。</p> <p>(職員の種類及び職)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>2 史跡公園の職員の職は、所長、次長、係長、文化財主事及び主事とする。</p> <p>(職員の事務分担)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(利用の申込み等)</p> <p><u>第6条</u> 条例第6条第1項の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、様式第1号による申請書を所長に提出しなければならない。</p> <p>(行為の許可の申請)</p> <p><u>第7条</u> 条例第10条第1項第3号又は第6号の許可（以下「行為の許可」という。）を受けようとする</p>

よる申請書を所長に提出しなければならない。

者は、様式第2号又は様式第3号による申請書を所長に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第8条 教育委員会は、利用許可又は行為の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可又は行為の許可を取り消すことができる。

(1) 条例若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 許可に係る利用又は行為が条例第6条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 利用若しくは行為の目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 利用許可又は行為の許可の条件に違反したとき。

(5) 詐欺その他不正の行為により、利用許可又は行為の許可を受けたとき。

(6) その他史跡公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(使用料の減免)

第6条 略

(使用料の減免)

第9条 略

(施設設備の損傷等の届出)

第7条 史跡公園に設置された施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を所長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(施設設備の損傷等の届出)

第10条 史跡公園に設置された施設設備又は展示物その他の資料をき損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を所長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(委任)

第8条

この規則に定めるもののほか、史跡公園の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、所長が別に定める。

(委任)

第11条 条例第4条第2項、同条第3項、第5条第2項、同条第3項、第6条、第10条第1項第3号及び第6号、同条第3項並びに第11条に規定する教育委員会の権限は、所長に委任する。

2 この規則に定めるもののほか、史跡公園の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、所長が別に定める。

様式第1号 (第4条関係)

(表面)

略

注 略

(裏面)

様式第1号 (第6条関係)

(表面)

略

注 略

(裏面)

- 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。
- 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 略
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第2号（第5条関係）

（表面）

略

注 略

（裏面）

- 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。
- 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 略
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条第2項第3号の該当の有無

- 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- 史跡公園の施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。
- 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 略
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第6条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第2号（第7条関係）

（表面）

略

注 略

（裏面）

- 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- 史跡公園の施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。
- 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 略
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第6条第2項第3号の該当の有無

<p>について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</p> <p>様式第3号（<u>第5条</u>関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p>注 略</p> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 史跡公園の<u>施設設備</u>を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する<u>条例第14条</u>の規定を遵守すること。</p> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p> </div> <p>注</p> <p>1 略</p> <p>2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する<u>条例第10条第2項第3号</u>の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</p> <p>様式第4号（<u>第6条</u>関係） 略</p>	<p>について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</p> <p>様式第3号（<u>第7条</u>関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p>注 略</p> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 史跡公園の<u>施設</u>をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する<u>条例第10条</u>の規定を遵守すること。</p> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p> </div> <p>注</p> <p>1 略</p> <p>2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する<u>条例第6条第2項第3号</u>の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</p> <p>様式第4号（<u>第9条</u>関係） 略</p>
---	--

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正）

2 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公の意思の形成への参画に携わる職）</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>（1）～（7） 略</p>	<p>（公の意思の形成への参画に携わる職）</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>（1）～（7） 略</p>

<p>(8) <u>鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号）第4条の規定により置かれる所長</u></p> <p>(9) 略</p>	<p>(8) <u>鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則（平成22年鳥取県教育委員会規則第2号）第3条第1項の規定により置かれる所長</u></p> <p>(9) 略</p>
---	---